

## 平成28年度 第3回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成28年6月30日(木) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 志摩会長代理 江川委員 井川委員 稲田委員 榊委員

### 建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第3号

3 報告事項

4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、江川委員、井川委員にお願いいたします。

会長 事務局より第3号議案の説明をお願いします。

事務局

#### 第3号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地東にある道路は途中で途切れているように見えますが、都市計画道路ですか。

事務局 申請地から北へ800m程先に都市計画道路として整備された幅員12m～17mの42条1項1号道路があり、ご指摘の途切れたように見えながらも4m～5mの幅員を保ちながらそこまで繋がっています。

委員 東側の道路の幅員が狭まっている箇所を拡幅する都市計画はありますか。

事務局 計画はございません。幅員についての経緯は不明ですが、細くなりつつも800m程先でこの都市計画道路に到達します。

委員 空地の幅1.8mのところの上空では対側の建築物が越境し1.5m程の空地になると説明がありましたが、空地の所有者は誰ですか。

事務局 当該空地入口の申請地側より 990mm 迄は申請者の所有で、残りの土地に関しては対側の所有です。

委員 申請地の 2 軒西隣りの建物は旧来の建物ですか。

事務局 昭和 57 年度の建築となっております。当時はこの許可制度はございませんでした。

委員 申請地より西側、南側に立ち並ぶ建物に関しても当該通路を利用しているのでしょうか。

事務局 そのようになります。

委員 空地形状が通り抜け出来るようにも見えますが、通り抜けにはなっていないのですか。

事務局 災害時には避難路として通り抜け出来るかもしれませんが、建物と建物の隙間という状況になりますので、平常時の通り抜けはありません。

会長 議案第 3 号についてその他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第 4 3 条第 1 項ただし書き許可 2 件
-------------------------------

会長 ただ今の報告につきましてご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 7 月度には案件がございませんので、7 月 27 日（水）午後 2 時は休会とさせていただきます、次回は 8 月 31 日（水）午後 2 時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第 3 回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。